



2026年1月16日

各位

会社名 アジア航測株式会社
代表者名 代表取締役社長 畠山 仁
(コード: 9233 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役経営戦略本部長 梅村 裕也
(TEL. 044-969-7230)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年2月13日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,000株
(3) 処分価額	1株につき1,273円
(4) 処分総額	5,092,000円
(5) 割当予定先	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）1名 3,500株 執行役員（一定の条件を満たした執行役員）1名 500株
(6) その他	該当有りません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年11月2日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本役員報酬制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2017年12月14日開催の第70回定時株主総会において、本役員報酬制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間について1年間から3年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。さらに、2020年12月17日開催の第73回定時株主総会において、本役員報酬制度を一部改定し、対象取締役に対して、年額2億1千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬債権を支給すること等をご承認いただいております。なお、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度7千万円以内での支給に相当すると考えております。

本役員報酬制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本役員報酬制度の概要等】

対象取締役は、本役員報酬制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本役員報酬制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年10万5千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。なお、上記のとおり、本役員報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定し、当該普通株式の総数の上限を設定しております。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

本役員報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

なお、当社は、中期経営計画の目標達成をさらに強固なものとするため、2024年1月12日開催の取締役会において、一定の条件を満たした執行役員（以下「対象執行役員」といい、対象取締役及び対象執行役員を総称して「割当対象者」といいます。）を対象として、本役員報酬制度と同様の制度（以下、本役員報酬制度と総称して「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

今般、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、更なる中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的といたしまして、2025年12月に新たに取締役又は執行役員に就任した対象取締役1名及び対象執行役員1名に対し、金銭報酬債権合計5,092,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を払い込ませることにより、普通株式合計4,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することといたしました。また、対象取締役及び対象執行役員が、当社が2023年9月29日付けで策定し、公表した中期経営計画（2023年10月から2026年9月まで）の3期目に取締役又は執行役員に就任したことに鑑み、譲渡制限期間を1年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者が、支給された当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

当社と割当対象者は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

- (1) 譲渡制限期間 2026年2月13日～2027年2月12日
- (2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間中、割当対象者は、継続して、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の地位（対象執行役員については、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）又は当社の執行役員の地位）にあり、かつ、当社の2026年9月期に係る有価証券報告書に記載された業績数値（有価証券報告書の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関して合理的に計算した結果に基づくものとする。）において、

連結売上高が450億円以上、連結営業利益が30億円以上、ROE 9 %以上のいずれの条件（以下「業績条件」という。）をも達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 謾渡制限期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他正当な理由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除条件及び解除時期

上記（2）にかかわらず、割当対象者が、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の地位（対象執行役員については、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の地位又は当社の執行役員の地位）を任期満了又は定年その他正当な理由（割当対象者の死亡又は自己都合による場合はこれに含まれない。以下同じ。）により退任した場合（ただし、対象執行役員については、執行役員の地位の退任時に当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の地位を有し又は有することになる場合を除く。）には、業績条件を達成したことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

上記①で定める退任をした直後の時点において割当対象者が保有する本割当株式の数に、割当対象者の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位とし、12ヶ月を上限とする。）を譲渡制限期間に係る月数（12）で除した数を乗じた数の株式数（計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

①譲渡制限期間が満了した時点の直後の無償取得

譲渡制限期間が満了した時点の直後において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

②譲渡制限期間中の無償取得

譲渡制限期間中において、割当対象者が当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の地位（対象執行役員については、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の地位又は当社の執行役員の地位）を退任した場合（ただし、割当対象者の退任が任期満了又は定年その他正当な理由による場合を除く。）等には、当該事由に該当した時点をもって、本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中において、割当対象者が当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の地位（対象執行役員については、当社の執行役員の地位）を任期満了又は定年その他正当な理由により退任した場合には、直ちに、当該退任をした直後の時点において割当対象者が保有する本割当株式の数から上記（3）②に従い算出される解除対象となる株式数を控除した数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。ただし、対象執行役員については、執行役員の地位の退任時に当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の地位を有し又は有することになる場合はこの限りでない。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式

の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数(12ヶ月を上限とする。)を譲渡制限期間に係る月数(12)で除した数を乗じた数(計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第78期事業年度から第79期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された本金錢報酬債権を現物出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年1月15日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,273円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上